

別添 1

自治税企第 12 号

平成 12 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

平成 18 年 4 月 1 日総税企第 86 号・一部改正
平成 25 年 6 月 12 日総税企第 72 号・一部改正
平成 30 年 4 月 1 日総税企第 49 号・一部改正
平成 31 年 4 月 1 日総税企第 51 号・一部改正
令和 3 年 4 月 1 日総税企第 44 号・一部改正

自治事務次官

災害被害者に対する地方税の減免措置等について

災害が発生した場合において地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及びこれに基づく条例により地方団体の長がとりうる措置としては、期限の延長、徴収の猶予及び減免がありますので、それぞれの制度の趣旨を御理解いただき、それぞれの事態に応じて、適切に対応されるようよろしくお願いします。

これらの措置については、従前の取扱い等にかんがみ別添に掲げる取扱い例を適宜参考として、税務における災害被害者の救済対策について適切に取り扱われるようお願いします。

なお、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」（昭和 39 年 11 月 7 日自治府第 119 号各都道府県知事あて自治事務次官通知）は廃止します。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いします。

【別添】災害被害者に対する地方税の減免措置等の取扱い例

第 1 期限の延長に関する取扱い例

- 1 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 20 条の 5 の 2 第 1 項の規定に基づき、地方団体の長が期限の延長を行うに当たりよるべき条例を定める場合には、次によることとする。
 - (1) 災害により、法第 20 条の 5 の 2 第 1 項に規定する期限までに同項に規定する申告等の行為をすることができないと認められる者が地方団体の全部又は一部の地域にわたり広範囲に生じたと認める場合には、地方団体の長は、職権により地域及び災害がやんだ日から 2 月以内の期日を指定して画一的にその期限を延長することができるものとする。
 - (2) (1)の場合を除き、個別的事例ないし、狭い範囲内の事例については、地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者の申請に基づき、災害がやんだ日から 2 月以内の期日を指定してその期限を延長することができるものとする。
- 2 1 の(1)の取扱いについては、地方団体の長が判断して行うものであるが、国税通則法施行令(昭和 37 年政令第 135 号)第 3 条第 1 項の規定により、国税庁長官が地域及び期日を指定して画一的に期限を延長する場合には、地方団体の長は、その国税に係る期限の延長の措置に準じて画一的に期限を延長する。
- 3 分割法人で、その主たる事務所又は事業所の所在地に災害が発生し、その所在地の地方団体の長により期限の延長を認められたものが、その主たる事務所又は事業所の所在地以外の地方団体の長に対し、期限の延長の申請をしたときは、その主たる事務所又は事業所の所在地の地方団体の長が認めた措置に準じて、その期限を延長する。

第 2 徴収の猶予に関する取扱い例

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合において、その事実に基づき、その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、地方団体の長は、法第 15 条の規定により、その者の申請に基づき、適宜その徴収を猶予する。なお、法人の道府県民税、事業税及び市町村民税については、減免をしないこととし、徴収の猶予の措置によるものとする。また、固定資産税については、固定資産そのものの損害を生じない冷害、凍霜害等の農作物に係る災害を受けた場合には、その性格にかんがみ、原則として、徴収猶予の措置を講ずる。

第 3 減免に関する取扱い例

災害が地方団体の区域内に広範囲に発生した場合には、地方団体の長は、法第 72 条の 62、第 323 条等の規定に基づき、その都度条例を定めて減免することとする。その条例を定める場合には、被害者が納付すべき当該年度分の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の基準により減免の措置を講ずることとする。

1 道府県税関係

(1) 個人の事業税(法 72 の 62)

- (ア) その者の所有に係る事業用資産につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその資産の価額の 2 分の 1 以上である者で、前年中の法第 72 条の 49 の 12

第 1 項から第 5 項までの規定によって計算した事業の所得が 1,000 万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

事業所得	軽減又は免除の割合
500 万円以下であるとき	全 部
750 万円以下であるとき	2 分の 1
750 万円を超えるとき	4 分の 1

- (イ) (ア)に該当するもののほか、その者(法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する同一生計配偶者又は同項第 9 号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財について災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が甚大である者で、前年中の法第 23 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(法附則第 33 条の 2 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第 33 条の 3 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第 1 項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第 34 条の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第 35 条第 1 項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第 34 条の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第 35 条の 2 の 2 第 1 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第 35 条の 4 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が 500 万円以下であるものに対しては、軽減することができる。

- (2) 自動車税の種別割(法 177 の 17)

その者の所有に係る自動車につき災害により損害を受け、相当の修繕費(その損害につき保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)を要すると認められる者に対しては、損害の程度に応じて 2 分の 1 以下の税額を軽減することができる。

2 市町村税関係

- (1) 個人の市町村民税及び個人の道府県民税(法 323、45)

- (ア) 災害により次の事由に該当することとなった者に対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

事 由	軽減又は免除の割合
死亡した場合	全 部
生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による生活扶助を受けることとなった者	全 部
障害者(法 292 条第 1 項第 10 号に規定する障害者をいう。)となった場合	10 分の 9

- (イ) その者(納税義務者の法第 292 条第 1 項第 7 号に規定する同一生計配偶者又は法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害

賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が1,000万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

損害程度 合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
500万円以下であるとき	2分の1	全部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

- (ウ) 冷害、凍霜害、干害等にあつては、(ア)及び(イ)によらず、農作物の減収による損失額の合計額(農作物の減収価額から農業保険法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が、平年における当該農作物による収入額の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)に対しては、農業所得に係る市町村民税の所得割の額(当該年度分の市町村民税の所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額)について次の区分により軽減し、又は免除する。

合 計 所 得 金 額	軽減又は免除の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

- (エ) 市町村長が個人の市町村民税を減免した場合においては、当該納税者

に係る個人の道府県民税についても当該市町村民税に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする。

(2) 固定資産税（法 367）

(ア) その者の所有に係る固定資産につき災害により損害を受けた者に対しては、次の区分により軽減し、又は減免する。

(i) 農地又は宅地

損 害 の 程 度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上であるとき	全 部
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満であるとき	10 分の 8
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるとき	10 分の 6
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるとき	10 分の 4

(ii) 家 屋

損 害 の 程 度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全 部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の 10 分の 6 以上の価値を減じたとき	10 分の 8
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じたとき	10 分の 6
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価格を減じたとき	10 分の 4

(イ) その者の所有に係る固定資産につき、災害により損害を受けた者に対しては、次の区分により軽減し、又は免除することができる。

(i) 農地又は宅地以外の土地

(ア) の (i)

(ii) 償却資産

(ア) の (ii) に準ずる。

※ 上記 1 及び 2 の取扱い例によるほか、大規模災害時に迅速な減免認定を行う必要がある場合等においては、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第

90 条の 2 に規定する罹災証明書における住宅被害の程度を踏まえた減免基準を設けることも考えられる。